

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-202091
(P2004-202091A)

(43) 公開日 平成16年7月22日(2004.7.22)

(51) Int. Cl. ⁷	F I	テーマコード (参考)
A61H 7/00	A61H 7/00 322B	3B096
A47C 27/00	A47C 27/00 E	4C074
A61H 23/04	A61H 23/04	4C100
A61H 39/04	A61H 39/04 W	4C101

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2002-377379 (P2002-377379)	(71) 出願人	000003562 東芝テック株式会社 東京都千代田区神田錦町1丁目1番地
(22) 出願日	平成14年12月26日(2002.12.26)	(74) 代理人	100082670 弁理士 西脇 民雄
		(74) 代理人	100114454 弁理士 西村 公芳
		(72) 発明者	大塚 健司 神奈川県秦野市堀山下43番地 東芝テック株式会社秦野工場内
		Fターム(参考)	3B096 AC11 4C074 AA04 BB05 CC17 EE05 GG03 HH02

最終頁に続く

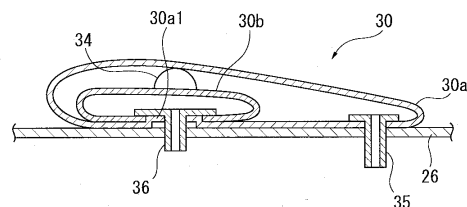
(54) 【発明の名称】 空気袋装置とマッサージ装置

(57) 【要約】

【課題】 押圧範囲の面積を変えてマッサージを行うことのできる空気袋装置とマッサージ装置を提供する。

【解決手段】 膨縮によりマッサージを行う外側空気袋30aと、この外側空気袋30aの中に配置されるとともにこの外側空気袋30aより小さく且つ膨縮によりマッサージを行う内側空気袋30bとを備え、外側空気袋30aと内側空気袋30bとを互いに独立して膨縮可能にした。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

膨縮によりマッサージを行う外側空気袋と、この外側空気袋の中に配置されるとともにこの外側空気袋より小さく且つ膨縮によりマッサージを行う内側空気袋とを備え、前記外側空気袋と内側空気袋とを互いに独立して膨縮可能にしたことを特徴とする空気袋装置。

【請求項 2】

人体当接面側となる前記外側空気袋の側面と、この側面に対向する内側空気袋の側面との間に揉み玉を設けたことを特徴とする請求項 1 に記載の空気袋装置。

【請求項 3】

前記外側空気袋を柔らかい材質で構成し、前記内側空気袋を外側空気袋の材質より硬い材質で構成したことを特徴とする請求項 1 または請求項 2 に記載の空気袋装置。 10

【請求項 4】

請求項 1 ないし請求項 3 のいずれか 1 つに記載の空気袋装置を備えたことを特徴とするマッサージ装置。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

この発明は、膨縮によってマッサージを行う空気袋装置と、この空気袋装置を備えたマッサージ装置とに関する。

【0002】

【従来の技術】

従来から、図 8 に示すように首をマッサージするマッサージ装置が知られている（特許文献 1）。 20

【0003】

かかるマッサージ装置は、ベース 1 に一对のエアバック 2、3 を取り付け、このエアバック 2、3 の上に配置するとともにエアバック 2、3 の間に回動支点 12 を有する回動板 3、4 を設け、さらにこの回動板 3、4 の上にエアバック 6、7 を取り付け、このエアバック 6、7 の上に配置するとともに回動支点 12 を有する回動板 8、9 を設け、この回動板 8、9 に揉み玉 10、11 を設けたものである。

【0004】

このマッサージ装置によれば、エアバック 2 とエアバック 6 がエアバック 3 とエアバック 7 が重ねられた状態となっているので、両エアバック 2、6（3、7）を膨張させることにより回動板 8、9 を大きく回動させることができ、揉み玉 10、11 によって首を強い力で押圧することができることになる。 30

【0005】

【特許文献 1】

特開 2002 - 28208 号公報（段落 35、図 9 参照）

【0006】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、このようなマッサージ装置にあっては、2つのエアバック 2、6（3、7）を重ねて回動板 8、9 を大きく回動させることにより揉み玉 10、11 の押圧力を大きくすることができるが、揉み玉 10、11 が押す押圧範囲の面積は一定であり、その面積を変えてマッサージを行うことができなかった。 40

【0007】

この発明の目的は、押圧範囲の面積を変えてマッサージを行うことのできる空気袋装置と、この空気袋装置を備えたマッサージ装置を提供することにある。

【0008】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するため、請求項 1 の発明は、膨縮によりマッサージを行う外側空気袋と、この外側空気袋の中に配置されるとともにこの外側空気袋より小さく且つ膨縮によりマ 50

マッサージを行う内側空気袋とを備え、前記外側空気袋と内側空気袋とを互いに独立して膨縮可能にしたことを特徴とする。

【0009】

【実施の形態】

以下、この発明に係るマッサージ装置の実施の形態を図面に基づいて説明する。

【0010】

図1に示す椅子式のマッサージ装置20は、座部21と、この座部21の後ろに設けた背凭れ部22と、座部21の両側に設けたアームレスト部23,24と、座部21の下側に設けられた給排気装置50(図6参照)とを有している。背凭れ部22はリクライニングが可能となっている。

10

【0011】

背凭れ部22の前面には、上背中用の一对の空気袋装置30,30と、中背中用の一对の空気袋装置31,31と、下背中用の一对の空気袋装置32,32と、腰用の一对の空気袋装置33,33とが配置されている。

【0012】

図2に示すように、空気袋装置30は、膨縮によりマッサージを行う外側空気袋30aと、この外側空気袋30aの中に配置されるとともにこの外側空気袋30aより小さく且つ膨縮によりマッサージを行う内側空気袋30bとを備えている。また、人体当接面側となる外側空気袋30aの側面に対向する内側空気袋30bの側面には揉み玉34が設けられている。

20

【0013】

外側空気袋30aの一端側(図2において右側)には給排気用の管部材35が設けられており、この管部材35が背凭れ部22のフレーム(図示せず)に取り付けられたベース26に固着され、この管部材35の固着により外側空気袋30aがベース26に固定されている。管部材35の一端は外側空気袋30aに連通しており、管部材35の他端は椅子に配設されたホース55a(図6参照)に接続されている。

【0014】

外側空気袋30aの他端(図2において左側)には内方へ突出する円形の筒部30a1が形成されており、この筒部30a1が管部材36によってベース26に固定されている。また、この管部材36は内側空気袋30bを外側空気袋30aの筒部30a1に固定して

30

【0015】

他の空気袋装置31~33の構成についても空気袋装置30の構成と同様であるので、その説明は省略する。

【0016】

給排気装置50は、図6に示すように、ポンプ51と複数の電磁弁52a1,52a2,52b1,52b2,53a1,53a2,53b1,53b2...と制御装置54とを有している。制御装置54は、リモートコントロール装置37の操作に基づいてポンプ51や各電磁弁52a1,52a2,52b1,52b2,53a1,53a2,53b1,53b2...を制御するものであり、CPU等から構成されている。

40

【0017】

そして、電磁弁52a1が開成され電磁弁52a2が閉成されると、外側空気袋30a,30aがポンプ51に連通されて膨張し、電磁弁52a1が閉成され電磁弁52a2が開成されると、外側空気袋30a,30aが外気と連通されて収縮していくようになっている。

【0018】

また、電磁弁52b1が開成され電磁弁52a2が閉成されると、内側空気袋30b,30bがポンプ51に連通されて膨張し、電磁弁52b1が閉成され電磁弁52b2が開成されると、内側空気袋30b,30bが外気と連通されて収縮していくようになっている

50

。

【0019】

他の外側空気袋31a～33aと内側空気袋31b～33bも上記と同様にして膨縮するようになっている。

【0020】

次に、上記のように構成されるマッサージ装置20の動作について説明する。

【0021】

リモートコントロール装置37の操作により、ポンプ51が駆動されて例えば電磁弁52a1が開成され電磁弁52a2が閉成されると、外側空気袋30a,30aが図3に示すように膨張されていく。この膨張の後、電磁弁52a1が閉成され電磁弁52a2が開成されると、外側空気袋30a,30aが収縮していく。これら電磁弁52a1,52a2の開閉動作により外側空気袋30a,30aの膨縮が繰り返し行われてマッサージが行われる。

10

【0022】

外側空気袋30a,30aは大きいことにより、背中の上部や肩周辺部のマッサージが広範囲に亘って行われることになる。

【0023】

次に、電磁弁52b1,52b2の開閉制御が行われた場合について説明する。

【0024】

電磁弁52b1が開成され電磁弁52b2が閉成されると、内側空気袋30b,30bが図4に示すように膨張されいく。この内側空気袋30b,30bの膨張により、揉み玉34,34が外側空気袋30a,30aを介して背中の上部あるいは肩を押圧していき、揉み玉34,34による指圧効果を得ることができる。すなわち、揉み玉34,34は背中の上部や肩を狭い範囲で押圧してマッサージすることになる。

20

【0025】

このように、外側空気袋30a,30aの膨縮によって背中の上部や肩を広範囲に亘って押圧してマッサージを行っていき、内側空気袋30b,30bの膨張によって揉み玉34,34による指圧効果が得られ、同じ部位に対して2種類のマッサージを行うことができる。換言すれば、揉み玉34,34による押圧範囲が狭いことにより、押圧範囲の面積を変えてマッサージを行うことができる。

30

【0026】

また、電磁弁52a1の開成により外側空気袋30a,30aが図5に示す大きさまで膨張したら、電磁弁52a1を閉成してその外側空気袋30a,30aの膨張を維持させることにより、揉み玉34,34が人体に当接しないようにすることができる。

【0027】

すなわち、各外側空気袋30a,30a～33a,33aを所定の大きさに膨張させることにより、背もたれに寄り掛かって揉み玉34,34に触れてしまうことがなく、心地よい椅子として使用することができる。

【0028】

上記実施形態では、揉み玉34,34を内側空気袋30b,30b～33b,33bに設けているが、図7に示すように、外側空気袋30a,30a～33a,33aに設けてもよく、また、揉み玉34を省略してもよい。この場合も、押圧範囲の面積を変えてマッサージを行うことができる。

40

【0029】

また、揉み玉34を省略して外側空気袋30a,30a～33a,33aの材質を柔らかくし、内側空気袋30b,30b～33b,33bの材質を硬いものにすれば、大きい外側空気袋30a,30a～33a,33aの膨縮により広範囲に亘ってソフトタッチのマッサージを行うことができ、小さい内側空気袋30b,30b～33b,33bの膨張により人体の部位を局所的に強く押圧することができ、感触の異なるマッサージを行うことができる。

50

。

【0030】

さらに、内側空気袋30b, 30b~33b, 33bが背骨に沿うように空気袋装置30~33, 30~33を背凭れ部22に配置すれば、背骨の両側をその背骨に沿って揉み玉34で押圧していくことができ、ツボが多く存在する背骨の両側を押圧する指圧効果が得られることになる。

【0031】

【発明の効果】

以上説明したように、この発明によれば、押圧範囲の面積を変えてマッサージを行うことのできる。

【図面の簡単な説明】

【図1】この発明に係るマッサージ装置の外観を示した斜視図である。

【図2】この発明に係る空気袋装置の構成を示した断面図である。

【図3】図2に示す空気袋装置の外側空気袋が膨張した状態を示した説明図である。

【図4】図2に示す空気袋装置の内側空気袋が膨張した状態を示した説明図である。

【図5】外側空気袋を所定の大きさまで膨張させた状態を示した説明図である。

【図6】給排気装置の構成を示したブロック図である。

【図7】他の例の空気袋装置を示した説明図である。

【図8】従来のマッサージ装置を示した説明図である。

【符号の説明】

30~33 空気袋装置

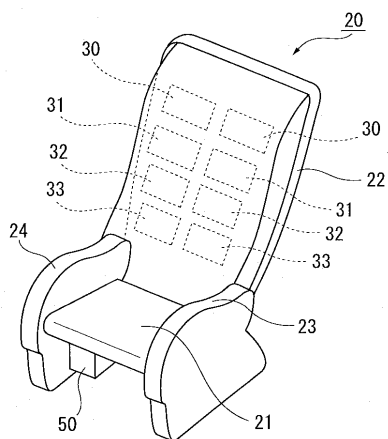
30a~33a 外側空気袋

30b~33b 内側空気袋

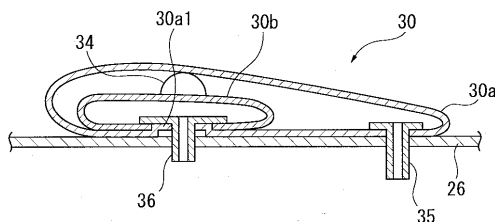
10

20

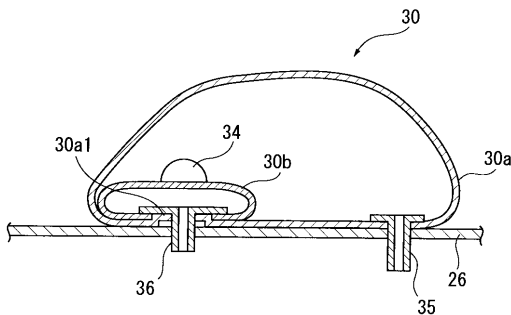
【図1】



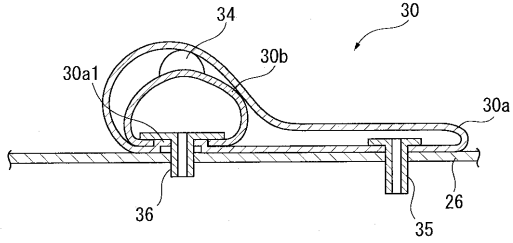
【図2】



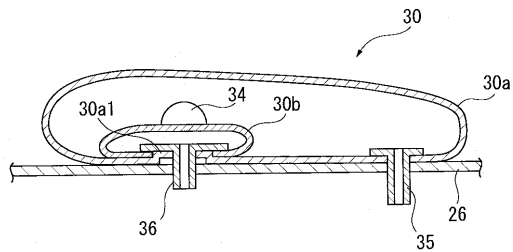
【図3】



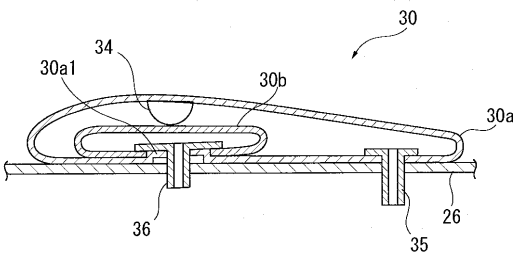
【 図 4 】



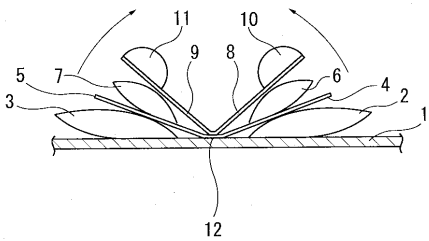
【 図 5 】



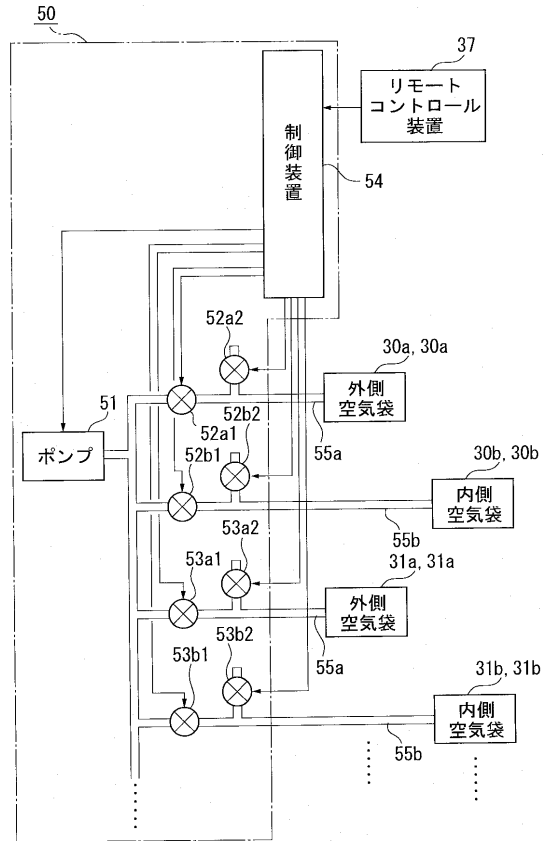
【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 6 】



フロントページの続き

Fターム(参考) 4C100 AD02 AD03 BA06 BB05 BC12 BC13 BC14 CA03 CA06 DA05
DA06 EA10
4C101 BA01 BB05 BB06 BC22 BD02 BD16 BE09